

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(任期付教員の昇任)</p> <p>第3条の4 別表第11号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期の定めのない教育職員とし、以後この規程は適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(任期付教員の昇任)</p> <p>第3条の4 別表第12号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期の定めのない教育職員とし、以後この規程は適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 外国人語学教員からグローバル教育院の教育職員となる者については、この規程は適用しない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以前の改正に伴う号ずれの修正 ・外国人語学教員の新たな雇用形態への移行に伴う改正

附 則 (令和5年4月1日教規程第11号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。